

聖籠町介護事業実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月22日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町規則第10号

聖籠町介護事業実施規則の一部を改正する規則

聖籠町介護事業実施規則（平成12年聖籠町規則第17号）の一部を次のように改正する。

第9条中「60歳」を「65歳」に改める。

第10条中「次に掲げる施設」を「聖籠町が条例により設置する公共施設」に改め、同条各号を削る。

第12条第1項中「1回につき600円（給食サービス含む。）とする。」を「1回につき300円及び給食サービスに伴う食材費等の実費とする。」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。